

九州かたばみ会 ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は九州かたばみ会(以下「本会」)がインターネット上に公開しているホームページ内への広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類および範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、本会としての品位等を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- 1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
 - 2) 宗教性、政治性のあるものや選挙に関係するもの
 - 3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - 4) 前各号に掲げるもののほか、本会がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの
- 2 ホームページに掲載する広告は、宇部高等学校同窓生が在籍する企業・団体のもののみとする。

(広告の規格および掲載位置)

第3条 広告の規格は原則として次のとおりとする。

- 1) 縦 55ピクセル 横 220ピクセル
- 2) データ形式: GIF(アニメーション不可)、PNG、JPEG
- 3) 容量: 30KB 以内

広告掲載位置は、本会ホームページ内とする。

※ バナー作成できない場合は、無料で作成致します。

※ 広告主のホームページが無い場合は、無料でバナー広告作成と本会ホームページ内に広告主紹介ページ作成(A4版相当1ページ分)致します。

(広告掲載料)

第4条 バナー広告 1 枠あたりの広告掲載料は総会パンフレット広告とのセットで年間 10,000 円～40,000 円とする。原則広告掲載料は返金しないものとする。

(広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、広告掲載が承認・掲載された日から 1 年後の月末までとする。

2 サーバーのメンテナンスや不慮の事故等でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

3 掲載内容の修正に伴い、広告掲載が一時中断された場合、その中断期間に応じて掲載期

サンプル



xx年卒 宇部太郎



広告主の HP または
広告主紹介ページにリンク

間の延長は行わないものとする。

4 広告掲載期間の延長は、広告掲載期間終了1ヶ月前までに広告掲載企業からの何らの申し出がない場合は、原則自動更新とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望するもの(以下「申込者」)は本要綱を確認の上で本会ホームページ上にある「広告掲載申込」または本会事務局より申し込みするものとする。

(広告記載の決定)

第7条 本会は前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の振込み)

第8条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という)は、速やかに指定口座へ振り込むものとする。振込み手数料は広告主が負担するものとする。

(広告内容の責任)

第9条 広告原稿に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告に関連して被害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。

(広告主の届出義務)

第10条 広告主は次の各号に該当する場合は、速やかに本会に届け出なくてはならない。

- 1) 広告掲載を取り下げるとき
- 2) 広告を差し替えるとき
- 3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- 4) 前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合

(広告掲載の取消し)

第11条 本会は次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- 1) 広告掲載料を納付しなかったとき
- 2) 広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき
- 3) 広告主から広告申込内容変更届により、広告掲載を取下げの旨の届出があった場合
- 4) 前各号に掲げるもののほか、本会が広告掲載を取り消す必要があると認めたとき

2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、本会は、広告主に通知するものとする。

3 第1項2号から第4号の各号に掲げる規定により、広告掲載の取消しを行ったときは、第4

条の規定による広告掲載料は返金しないものとする。

(損害賠償)

第 12 条 前条第 1 項第 2 号に該当する事由により本会が損害を被った場合は、本会は広告主に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会が別に定める。

平成 30 年 12 月 8 日制定

九州かたばみ会事務局